

政令第三十七号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条  
第一項の政令で定める年度等を定める政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度）

第一条 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害（令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）第一条に規定する災害をいう。次条において同じ。）についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度は、令和三年度とする。

（災害対策基本法施行令第四十三条第六項の規定の適用の特例）

第二条 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第六項の規定の適用については、同項中「四年」とある

のは「十五年」と、「一年」とあるのは「三年」とする。

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。